

## 東日本大震災復興基本法案に反対し、 被災者の真の生活再建を求める決議

民主・自民・公明3党は、2011年6月20日にも、東日本大震災復興基本法案（以下「復興基本法案」）の参議院での採決を強行しようとしている。そもそも東日本大震災に対する復興基本法案を巡っては、本年4月に民主党が「復旧復興対策基本法案（素案）」（以下「素案」という）を発表したが、5月には「素案」とは全く異なる内容の復興基本法案（以下「旧政府案」という）を政府が国会に提出した。その後民主党が、自民党・公明党の要求を丸呑みする形で、従前の「旧政府案」を撤回し、新たに国会に提出し、衆議院で採決を強行したものが復興基本法案である。

このような短期間で二転三転したのは、復興基本法案が民主党・自民党の「大連立構想」や菅総理の進退問題という政局に関連して議論され、その間、財界などが推進しようとする新自由主義的な復興ビジョンが押しつけられたためである。被災者を省みることなく、党利党略に基づき行なわれたこうした議論経過自体強く非難されなければならない。

復興基本法案の内容も、極めて重大な問題がある。

阪神・淡路大震災の際、災害救助法の硬直した運用で「山間部での仮設住宅での孤独死」などの犠牲が相次いだ。また、経済復興を優先した住民不在の都市計画が強行され、生活基盤再建への助成が「私有財産に補償なし」の一言で切り捨てられるなどした。このように阪神・淡路大震災における震災対策の多くが被災者の要求や憲法の理念を裏切るものであった。

他方、東日本大震災によって被災地の中小事業者に甚大な被害が生じたことに鑑みれば、中小事業者の再建支援が被災者の生活再建の重要な内容のひとつとなることは疑いがない。

以上の点を踏まえれば、東日本大震災における「復旧復興」は、中小事業者を含めた被災者の生活再建への権利性を基本に据え、国の責任による被災者の生活再建と、被災者や地元住民の意向に基づいた復興が目指されなければならないはずである。

しかし、強行されようとしている復興基本法案は、被災者の生活再建に対する国の責任を規定せず、生活再建が被災者の権利であるとの見地が欠如している。また、国民の「協力」・「自発的な協働」や地方自治体の責務を強調し、国の責任を相対化している点、原子力事故について人災との本質を明記していない点等、重大な欠陥を有している。

この点、「素案」の段階では、被災者の権利性が明記されていない点など不十

分な点はあるけれども、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、被災者の生活再建支援が重要な課題に位置づけられていた。ところが、復興基本法案は「旧政府案」ですら法案の目的に掲げていた「生活の再建」の文言を法律の目的から削ってしまっており、極めて後退した内容となっている。

その上、復興基本法案は、「単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生」を基本理念に据え、「少子高齢化、人口の減少」、「国境を越えた社会経済活動の進展への対応」、「地球温暖化問題」等、震災の復興とは直接関連性の無い事柄についても「先導的な施策への取組が行なわれるべき」とし、「基本的施策」として「償還の道筋を明らかに」した「復興債」の発行、規制の特例措置を適用する「復興特別区域制度」の整備を掲げる。

これらの施策がどんなものを念頭においているのかまだ不明確である。しかし、この間の復興構想会議等の議論状況からすると、「復興債」の発行や「少子高齢化」等への取組と称して消費税を増税し、「国境を越えた社会経済の進展への対応」と称して TPP への参加を表明し、「復興特別区域」制度の導入により広域行政やさらなる規制緩和を実現して道州制や地域主権改革に道を開く等、これまで財界が要望しながら国民的な批判により実現できなかった施策を、「震災対策」を口実に一気に進めようとする危険性も否定できない。また復興基本法案は、地方公共団体は国が定める「東日本大震災復興基本方針」を踏まえなければならないとしており、国のトップダウンによる被災地への「復興」施策の押しつけも企図している。

これらは、被災者の生活再建や被災者や地元住民の意向に基づいた復興とは真っ向から反する施策であり、断じて容認できない。

さらに、復興基本法案は、「東日本大震災復興基本方針」に基づく必要な措置、「復興債」の発行、「復興特別区域制度」の推進、「復興庁」の設置について別に特別法を定めることを予定している。どのような法律が必要なのか中身についての議論もなされないまま、法律の制定を義務付けることは国会の審議権を著しく制約するものである。ましてや、被災者の生活再建や被災地住民主体の復興に背を向けた特別法の制定など許されない。

自由法曹団は、かかる重大な欠陥を有する東日本大震災復興基本法案に反対し、被災者の権利の立場に立った真の生活再建を求め全力を尽くすことを表明する。

2011年6月18日

自由法曹団常任幹事会